

特集 組織論の変革をめぐる

南島二郎 / 自治権奪還
の里程

石川玄造 / 組織にこめ
られた革命性

西田弘和 / 現代左翼運
動の病相

蓮台寺晋 / BBと組織
をめぐる断想

冬川啓夫 / アナキスト
と自主管理

Nro
7 **アナキズム**

反逆の信條

秋山 清著

明治・大正・昭和のアナキズム運動を照射し、ヒリズムとテロリズムの問題を鋭く分析する。

▼ 四六判・上製・定価一〇〇〇円

花地獄

鈴木清順著

男の瞳に映ったのはアナキストの涙か。映画界の鬼才が放つ戦慄的なエッセイ集。

▼ 四六判・上製函入・定価七五〇円

夢と祈禱師

鈴木清順著

中浜哲・村木源次郎らを素材に独特の世界を構築した最新エッセイ集。秋山清対談「漂泊の思想」を含む。

▼ 四六判・上製・定価一五〇〇円

続刊予定

戦後アナキズム運動論

(仮題)

久保 隆著

六〇年代の思想家・吉本・谷川・埴谷の思想大系を洞察して、戦後“”にとってアナキズムとはなんであったかを追求したユニークな共同体論。

〒一五三 目黒区大橋一―四―一〇

TEL(四六二) 六二八八

振替(東京) 一〇四五三

北冬書房

労働運動《復刻》

五〇〇〇円

大杉栄の虐殺五〇周年を記念して出版された無政府主義新聞『労働運動』(第一次―四次)の完全復刻。

ダイナミック

三〇〇〇円

石川三四郎個人紙復刻版

アナキスト革命

一五〇円

ジョージ・バレット

鈴木靖之訳

〈既刊より〉

何が私をこうさせたか 金子ふみ子獄中手記 二〇〇〇円

大杉栄秘録 堀保子ほか一九氏 五〇〇円

無政府主義とサンジカリズム 石川三四郎 一五〇円

漫文・漫画 大杉栄・望月桂 五〇〇円

反逆者の牢獄手記 大杉・朴烈ほか 二〇〇円

日本無政府主義運動史 第一編 三五〇円

無政府主義者は答える 岩佐作太郎 一五〇円

平民の鐘―無政府の福音― ベルテロー 一五〇円

無政府主義組織論 マラテスタ 一〇〇円

無政府主義 八太舟三 七〇〇円

天皇制破壊への渦動 埴谷雄高他 三〇〇円

権藤成卿著作集1 三〇〇〇円

権藤成卿著作集2 三〇〇〇円

〈近刊〉

雑誌『労働運動』(第五次 復刻)

雑誌『黒色戦線』 復刻

黒色戦線社

群馬県伊勢崎市中和田 大島英三郎方

TEL 〇二七〇―二四一〇七七六

振替 宇都宮一〇二五

1975年5月

アナキズム 7号

日本アナキズム研究センター

目 次

〈自治権〉奪還の里程 南島二期 2
— 統一地方選と「地方自治体」への考察 —

地域合同労組運動の形成を 中河友(北西地域労研) 75

特集 組織論の变革をめぐるて

組織にこめられた革命性	石川玄造	8
没落と再生 — 現代左翼運動の病相	西田弘和	16
B・Bと組織をめぐる断想	蓮台寺 晋	25

〈アナキストと自主管理〉 冬川哲夫 訳・編 40
— 『オート・ジュスチオン』誌の特集より —

- I 自主管理革命の諸条件 フランスの一无政府主義者グループ
- II アナルコ・サンディカリストの自主管理観 ルネ・ベルティエ
- III D・A・デ・サンティリヤンの絶対自由共産主義の科学的概念
アントニオ・エロルサ

潮流 (1月~3月) 29
活動メモ・機関誌紙・雑誌論文・出版物

論 潮 31

- 1 『アンテロガシオン』誌のこと 江口 幹
- 2 教育ノート IV 北川 鬼太郎
- 3 書評『アナキスト』J・ジョル 宮坂 英一
- 4 映画評『呐喊』岡本喜八 山上 春彦
- 5 <核>抗議船フリー号の意義 戸 駒 恒世

クロンシュタット・イズヴェスチャ (3) 6~7号 吉原 文明・訳 60

編集後記 81

◇表紙・デザイン=石川玄造/写真=広河隆一

△自治権▽奪還の里程

— 統一地方選と「地方自治体」への考察 —

はじめに — この考察の成立経過と性格

この考察は、今回の統一地方選を迎える過程において明らかにされてきた△地方自治▽をめぐる諸問題と、更に、国政選挙において「反選挙」を原則的な立場とする私達の地方選挙への関わり方について、基本的な視点すら明示しえずにいる私達の運動の非力さの反省の上になつて、『アナキズム』編集委員会が自らの検討課題として設定した地方自治と私達の運動の関わりとは何かという問題提起を受けてなされたものである。

『アナキズム』編集委員会は、関連資料の収集と回読および共同討議という形でこの問題について検討を行つて、ともかくも私達全体の課題としてこの問題について検討、協議（運動への取り組み自体はもちろん）がなされうるような素材を提供すべきであるとの結論に達し、その一環としてこの考察が『アナキズム』誌上に掲載されることとなつたわけである。

だが、この考察は、前述の編集委員会の共同討議をふまえたものとはいへ、以下の論点においては、『アナキズム』誌、又は同編集委員会の見解ではなく、執筆者である私自身の個人的見解に基づくものであることを、まず明らかにしておく。

南 島 二 朗

このようなことを言い訳がましく書き立てているのは、私達の運動（私個人に限つたことかも知れないが）が、この問題に対して非常に非力であり、個人的なものとしてあいまいな受けとめ方しかしてきていなかった——もちろん、それで良いとしていたわけではないにしても——ということ、国政レベルでの選挙、あるいは抽象的な「代議制」それ自体への基本的な視点と取り組みがあったにせよ、地方自治レベルでの選挙について、組合の代議員または執行部の選挙について、学園内での選挙について、ほとんど明示的な視点と取り組みを有していないということ、そして、それらの理由により、これらの選挙については私達の運動は無原則的に対処してこなかったという事実の認識と自己批判のためである。自己批判すればよい、ということではないにしろ、今後の運動への視点を提示（たとえ、その視点を構築するための討論資料の提示にせよ）するためには、まず現在の自己の位置を確認しておく必要がある、と私は思っているわけで、この考察は自身の運動形成のための素材ということが第一義となるものであるが、それが『アナキズム』編集部への要請に応え、私達総体の運動に何かを提供するものであるとすれば、問題提起のための資料

という使命を果たしたことになるであろう。

直接民主志向と地方自治体選挙

選挙それ自体は代議制民主主義の制度である。それ故にこそ、国政レベルの選挙に対して「反選挙」を単純対置することに運動としての意義を認めている部分が私達直接民主主義志向の運動の中に少なくないのだし、そうではないにしろ、国政レベルの選挙に一切の批判も疑問も持たないという部分はありえず、何らかの意味で反選挙を運動として形成するかは認めるかしているといえるだろう。しかし、地方選においての事情はどうか？

もちろん、「代議制民主主義の制度である」として選挙一般を否定することにも問題は多い（ブルジョア民主主義の支配構造についての問題を代議制一般に解消するのは、ブルジョア支配と民主制の差異を見失わせる危険があること、直接民主制と代議制民主主義との移行を視野に入れるとすれば選挙一般の否定は存立しえないだろうということ、等々）が、それ以上に問題なのは、在来の直接民主志向型の運動（いわゆる住民運動——これには部分的な直接民主志向の運動といえるものがある——と区別して、これまでの私達の運動をこう呼んでおく）が、日常的には自己の生活圏にはるかに近い地方自治体選挙においてほとんど沈黙してしまふという現実である。まさか「自治体」という言葉にごまかされているためでもあるまい。

現行の行政上の「自治体」は、国家権力が権力支配の便宜上分割統治を行っている行政区分の単位にすぎないことは明白である。そこには自治は存在していない。あるのは国家支配の代行であり、

国家権力によって容認された地方権力群（地域ボス、地域財界、地域政界等）の取引である。たまさか、八革新地方自治体Vというものが存在するにせよ、それは現行国家権力の引き継ぎ（権力支配という観点からは）をねらう八革新V諸党派の、現行権力支配への反撃の拠点であり、歯どめにしかすぎない。要するに、中央権力支配の一つの機構としての「地方自治体」ではない。

にもかかわらず、在来の直接民主主義志向の運動がこれまで地方選に明確な視点を持ち得なかつたのは、特に地方首長選には独自の要素があるためであろう（まさか、地方は国家支配の一部であるから、国家権力と対峙すれば地方とは対峙しなくともよい、と考えていたためではあるまい）。

地方議会選も本質的にはブルジョア代議制の象徴であり、国政レベルの選挙との差異は少ない。投票という形式によって支配を委託という名の下に正当化するという儀式であり、政治に参加しているという幻想を創出する手段であることに違いない。しかし、地方議会の行使しうる権限が中央政府の権力や地方首長の行政意図によって、国政レベルの国会選挙とは比較にならぬほど制限されていることによって、私達の運動がそれを軽視し、また、細分化された（市町村では特に）地域を基盤とするものであるだけに代表者（権力の被委託者）の行動の委託者による直接的なチェックが可能な場合が多いということ（いわば、大沢正道の提起した△面接型民主主義Vに近い側面があるということ）によって、反選挙という提起がこれまで地方議会選挙においてなされてこなかった理由と考えられる。そして、首長選においては更にその傾向が増幅されるのである。

地方自治体の首長を住民の直接投票によつて選ぶというのは、果して間接（代議制）民主主義なのか、という本質的な疑問がそこでは漠然とではあるにせよ、感じられている。直接民主制がどうあるかと、各個の生活の保証と生活権の調整のための行政機能というものは存在するであろうし、そのための便宜として行政機構が常設されることは考えられる。首長は、その行政機構の代表者であり、実務レベルとは違つた抽象レベルでの住民への窓口にすぎないという位置づけも可能であろう（一部の革新首長のタテマエにはそうした側面も読みとれる）。とすれば、それを直接選ぶというのことに對して、一般的に全面否定が可能なのかという疑問が、これまでの私達の運動が地方選において反選挙の行動をとることをためらつてきた理由なのではないだろうか。

中央集権制に対して自治による地方分権をとなえ、代議制民主主義に対して直接民主制を志向してきた私達の運動が、これまでその最も重視すべき「地方自治」と「選挙」への関わりについて明確な対応をなしてこなかったのは、こうした意識によるものと思われる。しかし、これを放置しておいては、真の意味での自治の確立と直接民主制への志向が達成されるべくもないことは、誰の眼にも明らかであろう。

△革新自治体Vの現実と虚妄

それでは、私達の運動は「自治体」ないし「地方選」とどのように対応すべきなのか。そのことを考察する前段階としていわゆる△革新自治体Vの方向性を検討しておこう。

今回の統一地方選の過程で、革新首長の代表者とみなされる美

濃部、飛鳥田両人の志向が共通の基礎に立つものであることがより明確になった。それは、端的にいえば「保守中央権力に反撃する拠点」としての地方自治という位置づけである。思えば美濃部ほど露骨に地方に密着しないスローガンで地方選を闘い続けた首長も少ないのではないか。「物価の美濃部」「ストップ・ザ・サトウ」「ファシズムを許すな」と回を追うごとに地方的日常性をこえた国政レベルでのスローガンを打ち出して地方首長選を闘っているのである。飛鳥田の「首都包囲」論も、地方自治を国家権力への反撃の手段として、あわよくば国家権力奪取への過程として位置づけていることを示しているのは、多く指摘されているところである。

この二人の首長のこれまでの「善政」は、私達の日常生活の改善にまるで役立たなかつたということではできないが、それは自民党系の自治体にあつても△良心的Vな首長であれば成しとげられなかつたことではないだろう。いま△革新自治体Vが直接民主制志向型の住民運動によつて問われているのは、まさにその「善政」のゆえである。

「善政」はたかだか首長の個性の差によるものでしかない。行政の程度の問題であつて、決して中央国家権力の支配に、住民の△自治Vによつて対峙するという方向を持つものではなく、中央国家権力の否認にまで到達するものではないのだ。中央支配の修整としてしか、革新自治体行政は作用していないのだ。ここにも△自治Vは存在していない。あるのは△革新地方権力（現行中央権力とは対決しているが、革新中央政府が成立すればその一機構として地方住民の支配統治にあたるもの）Vのみである。

それはそうであろう。彼ら革新首長のプログラムの中には、中央権力の交替と革新によるその保持（更には単一党派政権の樹立）までしか描かれていないのだし、行政テクノクラートの存在を否定する行政はありえないと思つてゐるのだから。

自治そのものの本質は、常にどこかにすつとんでしまつてゐる。国家権力対自治（自己権力）という形は考えられておらず、自治体連合による中央権力奪取（新たな支配へ）のみが構想されており、自治体連合による権力解体は夢にも考えられていない。

しかしながら、行政テクノクラートによる「善政」の付与は、本質的に住民自治と対立する。行政を能率の問題としてしか見ないというのでは、資本べつたりであれ住民べつたりであれ、行政テクノクラートの存在は当然のものとなるであらうが、自治||自己による問題の解決は本来は能率が問題になるのではなく、テクノクラートの存在とは相容れぬものであらう。同様に、「善政」はそれが付与されるものである限り、自治とは対立するものとなる。自治とは自ら形成するものであり、支配権力から付与されるものではないからだ。革新自治、特に大都市圏におけるそれが問題の解決を、住民自治によるものではなく行政テクノクラートによる善政の付与という形ではかつて行くかぎり、自治体ではないということになるわけで、多くの住民運動の攻勢にさらされることは避けられまい。

美濃部選挙と飛鳥田選挙

今回の統一地方選において、そうした攻撃の正面にさらされたのは飛鳥田一雄であった。横浜新貨物線反対運動を主体とした横

浜の直接民主志向型住民運動は、飛鳥田革新市政（『アナキズム』六号の野本三吉氏の論文にも紹介された鳴海正泰などの有能な行政テクノクラートを有する善政付与は、「住民参加」や「公害」阻止において△飛鳥田方式▽として地方行政の一つのエポックをつくつた）に「ノン」を唱え、「横浜市からの分離独立」と「飛鳥田市政批判」の一環として選挙闘争を（当選を目的としてはなく、運動の周知徹底を目標として）組んだのである。統一戦線の問題についてさえ住民（大衆と呼んでいるのだが）の要求がなければ成功しないという認識を持つ飛鳥田にとって、これは（選挙の当落は別として）手痛いことであるだろう。

美濃部もまた善政付与に関する問題で失策を演じた。日本共産党との統一戦線を組むにあつて取引の材料にさせられてしまつた「同和問題」である。これは、日共の攻勢にのせられざるを得なかつた美濃部の統一戦線に関する見解と、自治についての認識の限界を示している。

後者についての津村番の指摘には同意する。津村は書いている。「今の解放運動の主流をしめてゐるのは……『あたえられる善政を拒否する』という思想であり作風であるように見える。（中略）共産党が言う『公正』は、権利は、福祉は、参加は戦いとるものだ、という原則への挑戦であるがゆえに、解放同盟は譲れないのだ（傍点原文）。この日共の方針に、自治の本質としての問題点ではなく、党利党略のテクニクしか見ることのできなかつた日本社会党、両党の間にはさまつて△統一戦線▽という虚妄をのみ視つづけて住民自治を可視しえなかつた美濃部、この両者とも自治に対する敵対という意味では同罪だ。

統一戦線という問題も、美濃部は提供した。これについては飛鳥田が手際よく整理した文章を、さきほど引用した津村の文章の掲載誌（『中央公論』七五年五月号）に寄せているが、そこでは大衆の中から統一戦線が構築されるべきだという認識を提示しながらも大衆がそのまま革新首長にすりかわるといふありさまで、現時点での大衆の要求そのものはソックリ脱落している。統一戦線自体の限界（当面の戦術一致のみが共闘の前提であるという点）についての検討もなされていない。これでは統一戦線という党派間策謀のみが先行するものも当然であろう。統一戦線が大衆の手によって構築されるものであるならば、大衆の手によって即時解消しうる（個別問題毎に随時統一を組めるものとする）という視点なしにその基盤を語っても、常に党派基盤の統一戦線しか形不成しえないであろうし、それはまた常に大衆を幻惑する効果しか持ちえないであろう。

こうした、大衆不在の候補者たちによる大都市選挙が△シラケ▽選挙と呼ばれ、投票率の低下を招いたとしても、それは選挙民の関心の低さだけを示すものではあるまい。

住民運動と△住民参加▽

ただし、美濃部や飛鳥田による△住民参加▽という発想が、彼らの思考をこえて自治そのものへの住民の覚醒を供したことは、△革新自治体▽行政の評価すべき点であろう。

革新首長達の思考、すなわち現在の行政機構ないしその代表者によって提唱されている△住民参加▽が、真の意味での自治の創出へとつながって来ないものであることは、今まで見てきたとこ

ろから明らかであろう。彼らの真意は、善政付与の現実的根拠を見出すことであり、行政テクノクラートの裁量による行政が「おしつけがましい」ものに見えないように工作することにあるのであつて、集中された権力の解体を志向するものではなく、硬化した上意下達方式に対する反撥が強くなっている大都市部の行政を、柔構造の管理体制による支配構造に代替することによって、支配構造そのものの永続化をはかり、中央権力の自党派（または△革新統一戦線▽）化への拠点とすることにある。

美濃部が住民参加を都政に適用する際に援用した言葉として有名なものにフランツ・ファノンの「橋の哲学」があるが、これは、最後には強制収用権を発動してまで住民に対する行政機構の優位を主張する行政テクノクラート並びに政治家のための言葉ではない。念のため、次に紹介してみることしよう。

ひとつの橋の建設がもしそこに働く人びとの意識を豊かにしないものならば、橋は建設されぬがよい。市民は従前どおり、泳ぐか渡し船に乗るかして、川を渡っていればよい。橋は、空から降って湧くものであつてはならない。社会の全景にデウス・エクスマキナによって押しつけられるものであつてはならない。そうではなくて、市民の筋肉と頭脳とから生まれるべきものだ……。この橋が細部にわたつても全体としても市民によつて考え直され、計画され、引受けられるようにすべきなのだ。市民は橋をわがものにせねばならない。このときはじめて、いっさいが可能になるのである。

ここにおいては支配の優位性はるか行政の優位性すら排除されている。

ところで、事あたらしく住民参加といわれたのはそう古いことではないが、そもそも住民の参加しない行政が民主主義をとなえていたこと自体がおかしいのである。それが、各種の住民運動という形で自己の手に行政を奪還しようとするようになったことは、革新自治体ですら住民の生活を防衛するものではなく、やはり支配権力としてしか機能しないものであるという実態を見てしまつたためであらう。

それらの住民運動の中で最もユニークな意義を持つているのが横浜の新貨物線反対運動であることは、自分たちの「地方自治体」を、自分たちの手によって創出しようとしていることだけを見ても明らかであらう。さきほどのファノンの引用は、この運動の中心にいて、運動の理論と現実の紹介を精力的に行つている宮崎省吾の著書（『いま「公共性」を撃つ』新泉社）からの孫引きであるが、この運動と彼の文章にはこの考察を書くにあたって非常に啓発させられた。この文章の最後を私達自身の言葉ではなく彼の言葉で終らせることにしようと思つたのは、私（私達）がいま運動の中で発見され、芽ばえ育つている思考のたくましさに対応するだけの方針も運動も持ちえていないと思つたからである。

この考察の過程において、私はついに有効な戦術も方針も提示できなかった。この考察はこれまでの常識を整理したもののに過ぎない。しかし、展望はある。私達の方向性が間違ひではなかつたことを、幾つかの住民運動は示しはじめている。私達は私達自身の場において、中央権力支配の機構と化している地方行政機関に、

次期中央権力たるべく画策している諸党派及びその実態を形成している組合・自治会執行部に対して、それらの行使する決定権に対して、異議の申し立てを、私達自身の決定権の奪還を、代議制的機構の直接制への移行を、あらゆる方向に向けて行いうる基盤を形成しよう。住民運動の一部はすでにそのレベルを越して権力機構の解体を展望しているのだ。その闘いが困難であればあるだけ、住民自身の手による（党派の介入を排除した）運動は権力の解体を射程に入れることを、次の宮崎の文章は示している。

私達も、困難な闘いに出発せねばならない。

私は、これからの住民自治の具体的形態は、現在の自立した住民運動や市民運動の中に先取りされて萌芽的に存在しているように思われる。すべての運動がうまくやつていゝとは思えないし、時間的な経過の中で官僚化する恐れも現実のものになつてこよう。また権力や企業との闘いの防衛上という実体も甘い誘惑となるであらう。

しかし何とかして、ここを突破しない限り、住民による住民のための住民の社会は実現しないであらうし、単なるよりよき権力の選択に終わる気がしてならないのである。

権力を取らなければならぬのは、何よりも権力の専横から住民を守るためであり、よき権力者になるためであつてはならない。世に革新あるいは革命権力というものがあるとすれば、それができる最大の仕事は権力そのものの否定である。

（「巨大都市」勁草書房）